

# 倉敷紡績株式会社定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、倉敷紡績株式会社と称し、英文ではKURABO INDUSTRIES LTD. と記す。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種繊維工業品の製造、加工ならびに販売
- (2) 各種化学工業品の製造、加工ならびに販売
- (3) 各種機械・器具・装置の製造、修理ならびに販売
- (4) 各種医療機器・用具の製造、修理ならびに販売
- (5) 生化学製品の製造ならびに販売
- (6) 機械・器具・装置の設置、配管、電気、建築、土木、消防施設その他各種建設工事の設計、監理ならびに施工
- (7) 不動産の売買、貸借ならびに管理
- (8) 文化・体育・厚生・レジャー施設の経営ならびに賃貸
- (9) 宿泊・飲食施設の経営ならびに賃貸
- (10) 自動車教習所・駐車場の経営ならびに賃貸
- (11) 食料品・日用品・土産品等の販売
- (12) 再生可能エネルギーを利用した発電ならびに電気の供給および販売
- (13) 前各号に関する技術・情報の販売
- (14) コンピュータソフトウェアの製作、販売ならびに賃貸
- (15) 前各号に関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を倉敷市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、97,701,100株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株主の買増請求)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対し請求することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもってこれを定める。この場合には、会社はその旨を公告するものとする。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿の記載または記録により、株主または登録株式質権者としてその権利を行使することができる者を確定することができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会開催の時期)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内にこれを開催する。

2. 臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを開催する。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の議長)

第 16 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(決議の要件)

第 17 条 株主総会の決議は、法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の数)

- 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。
2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席することを要する。
  3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
  4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

- 第 22 条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。

(役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名を定めることができる。

(相談役)

- 第 24 条 取締役会は、その決議をもって相談役を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たした場合は、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

- 第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 31 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(除斥期間等)

第 33 条 期末配当金または中間配当金の支払開始の日から満3年を経過し、なおこれを受領しない者があるときは、その期末配当金または中間配当金は当会社に帰属する。  
2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

## < 附 則 >

第 1 条 当社は、第208回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任について、各監査等委員の同意を得て、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。

第 2 条 当社は、第208回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。  
2. 第208回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。

第 3 条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。  
2. 前項の規定にかかわらず、2022年6月1日から2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。  
3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

---

(1951年11月20日改正)	(1954年3月5日改正)	(1954年4月26日改正)	(1955年6月23日改正)	(1956年6月23日改正)
(1959年6月23日改正)	(1959年12月21日改正)	(1961年12月22日改正)	(1964年6月23日改正)	(1970年6月23日改正)
(1970年12月23日改正)	(1971年12月23日改正)	(1972年6月23日改正)	(1974年12月23日改正)	(1982年7月21日改正)
(1987年7月23日改正)	(1991年6月27日改正)	(1994年6月29日改正)	(1998年6月26日改正)	(2000年6月29日改正)
(2002年6月27日改正)	(2003年6月27日改正)	(2004年6月29日改正)	(2006年6月29日改正)	(2009年6月26日改正)
(2010年1月6日改正)	(2010年6月29日改正)	(2011年6月29日改正)	(2014年6月27日改正)	(2016年6月29日改正)
(2018年10月1日改正)	(2022年6月29日改正)			